起　案　用　紙

処理期限	平成　年　月　日

決裁区分	㊙ 乙 丙 丁	保存期間	永久　10年　5年　1年
市長	副市長	起案	平成２５年　３月２８日
		決裁	平成25年　3月28日
		施行	平成25年　3月28日
		文書番号	武市フ第２４８　号

部長	課長	課長代理 係長	係員	起案者氏名
				古川 慎治

合議部	部長	合議課	課長	課長代理・係長	係員
		企画課			

（件名）

地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証
委託契約の締結について（伺い）

平成25年3月8日に平成24年度総務省補正予算事業『地域経営型包括支援クラウド構築事業』実証団体への応募を行いましたところ、全国で6つの実証団体として採択を受けました。
つきましては、別紙契約書（案）のとおり総務省との間におきまして委託契約を締結および承諾書を提出してよいかお伺いします。
なお、契約期間は平成25年3月31日までとなっていますが、平成25年度への繰り越し事業となっていますので平成25年5月に変更契約締結を予定しています。

記

1．事業の名称　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証

2．事業の概要　地図を活用した安心・安全情報提供システムを構築してクラウド上で共有・連携することで関係者（市民、自治体、関係機関・団体および民間事業者）間でのデータのやりとりを効率化し、一元化を図る

3．事業費　111,176,000円　※提案額から修正しての内示額

（意見）

総 行 情 第 ２ ４ 号
平成２５年３月２８日

佐賀県武雄市長　　樋渡　啓祐　殿

総務省地域力創造審議官
関　博之　　印

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官
梅田　勉　　印

平成２４年度補正予算「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」
の委託について

標記について、別添「委託契約書」により、貴団体に委託したいので、よろしくお取り計らい願います。

なお、御承諾の上は、下記の文書を提出願います。

記

1　承諾書（様式適宜）　１部
2　契約書（別添「委託契約書」に押印したもの。）　２部

武雄市役所
受付
25. 3. 28
総務ア第248号

武市フ第２４８号
平成２５年３月２８日

総務省地域力創造審議官
関　博之　　様

武雄市長　　樋渡　啓祐

平成２４年度補正予算「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」の委託について（承諾）

平成２５年３月２８日付総行情第２４号をもって通知のありました標記の件について、以下のとおり回答いたします。

記

平成２４年度補正予算「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」の委託につきまして、承諾いたします。
事業実施にあたりましてはご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証　委託契約書（案）

支出負担行為担当官　総務省大臣官房会計課企画官　梅田　勉（以下「甲」という。）は、佐賀県武雄市長　樋渡　啓祐（以下「乙」という。）と、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１章　総則

（契約の目的）

第１条　甲は、平成２４年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約書及び事業計画書に基づき信義に従い誠実に委託業務を履行することを受託する。

（委託額）

第２条　甲は、乙に対し、金１１１，１７６，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。以下「委託額」という。）の範囲において、本契約書に従い委託業務の実施に要する経費を負担するものとする。

（委託期間）

第３条　平成２５年３月２８日から平成２５年３月３１日までを委託期間とし、乙は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

（事業計画書）

第４条　委託業務の目的、内容、実施体制、主たる実施場所、実施に要する経費の内訳等については、別紙様式第１号の事業計画書に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第５条　甲は、本契約において、乙に対し、会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の９第１項の規定による契約保証金の納付を、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第３号の規定により、全額免除する。

第２章　委託業務の実施

（委託業務の実施）

第６条　委託業務の内容は、事業計画書に定めるとおりとする。

２　前項のほか、委託業務の実施には、事業計画書に定める業務に付帯する一切の業務を含むものとする。

３　乙は、事業計画書に従い、信義誠実の原則に則り、善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施しなければならない。事業計画書が変更されたときは、変更された事業計画書に従って実施しなければならない。

４　乙は、委託業務の実施中、事故その他の委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生した場合は、直ちにその旨を甲に通知するとともに、当該事由の概要、原因、事業に及ぼす影響等について別紙様式第２号により事故報告書を作成し、発生から７日以内に報告しなければならない。

（再委託）

第７条　乙は、委託業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、別紙様式第３号の１により作成した再委託承認申請書を甲に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。また、再委託先が決定された時にはすみやかに別紙様式第３号の２により作成した再委託報告書を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りではない。

一　再委託の金額が５０万円を超えない場合

二　契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なも

の及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の５分の１を超えない場合
イ　翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
ロ　成果報告書等の外注印刷等の類
ハ　パソコン、サーバ等のリース・レンタルの類
ニ　会議開催の会議室、会場等の借上げの類
ホ　納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類
三　乙が地方公共団体であり、かつ以下のすべての条件を満たす場合
イ　別紙様式第４号により作成した履行体制届を契約締結の際に甲に提出し、予め再委託することが履行体制届に明示されていること。
ロ　適法な方法により再委託先を決定すること。
ハ　再委託先が決定されたとき、すみやかに別紙様式第５号により作成した再委託報告書を甲に提出すること。

３　甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

４　乙は、再委託した業務を行う第三者（以下「再受託者」とする。）との間で生じる一切の紛争を、乙の責任及び負担において処理しなければならない。

５　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指定する事項について、再受託者と約定しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第８条　乙は、第三者に対して、本契約により生じる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（委託業務の管理）

第９条　甲は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
一　委託業務の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、報告させること。
二　甲の職員等を委託業務の主たる実施場所等へ派遣し、委託業務の実施に立ち会わせること。

２　甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。ただし、甲の行う指示が事業計画書の変更に係る場合は、第１３条又は第１４条に規定するところによるものとする。

３　前二項の規定は、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後５年間は、なおその効力を有するものとする。

（委託業務の実施に要する経費の支出）

第１０条　乙は、委託業務の実施に要する経費を事業計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。事業計画書が変更されたときは、変更された事業計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。

（証憑書類の整備）

第１１条　乙は、委託業務の実施に当たり、委託業務の実施に係る経費の支出及び委託業務の実施に伴い生じた収益の状況を明らかにした帳簿類及び証憑類（以下「証憑書類」という。）を整備しなければならない。

２　乙は、証憑書類について、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して５年間保存しなければならない。

３　乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に記載される経費等について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費等である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合についても同様とする。

（成果報告書の提出）

第１２条　乙は、委託業務が完了した日（第３９条、第４０条、第４１条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合はその解除の日）の翌日から起算して１０日を経過した日又は平成２５年３月３１日のうちいずれか早い日までに、別紙様式第６号により作成した成果報告書を甲に提出しなければならない。

２　成果報告書は、印刷物としての報告書及びその概要版各１０部並びに電子媒体によるもの１部とし、電子媒体の種類及び記録方法等については、別途甲の指示に従うものとする。
３　成果報告書には、実施した委託業務の内容、得られた成果の詳細、技術に関する情報、目標の達成状況、成果の公表に係る情報等を記載するものとする。
４　甲は、第１項の規定により成果報告書の提出を受けたときは、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを審査するものとする。
５　甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料（作業上作成した資料を含む。）の提出を乙に求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

第３章　変更手続

（変更契約の締結）
第１３条　甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更することができるものとする。
一　委託期間の中途において、委託額又は委託期間の内容の変更を行う必要が生じたとき。
二　著しい経済情勢の変動、天災地変等により本契約に定める条件での契約の一部の履行が困難となったとき。
三　甲の予算又は方針の変更等の事由により本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
２　前項の規定による本契約内容の変更において、相手方の承諾を得た甲又は乙は、相手方と変更契約書を取り交わし、変更契約を締結するものとする。その際、事業計画書の記載内容に変更が生じる場合は、乙は、新たな事業計画書を甲に提出するものとする。
３　前項の規定により変更契約を締結するときは、総務省の所在地で行う。

（事業計画書の変更）
第１４条　乙は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに別紙様式第７号により作成した事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一　前条の規定により変更契約を締結する場合
二　その他、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であると甲が認める場合
２　甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

（契約者の変更の報告）
第１５条　乙は、その名称、代表者又は住所を変更したときは、別紙様式第８号により作成した契約者等異動報告書により、速やかに甲に報告しなければならない。

第４章　支払いに関する手続

（実績報告書の提出）
第１６条　乙は、委託業務が完了した日（第３９条、第４０条又は第４１条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合はその解除の日）の翌日から起算して１０日を経過した日又は平成２５年３月３１日のうちいずれか早い日までに、別紙様式第９号により作成した実績報告書に第１１条で定める証憑書類等の原本又はその写しを添付して甲に提出しなければならない。なお、甲が不要と認めた証憑書類についてはこの限りではない。

（検査及び報告の要求）
第１７条　甲は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
２　甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
一　委託業務の実施に要する支出計画や経費処理状況に関する委託期間中の検査
二　その他甲が必要と認める検査
３　甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができるものとする。こ

の場合、甲は必要に応じ、乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を期限を定めて求めることができる。

一　実績報告書に記載されている委託業務の内容と経費の支出及び収益の状況との整合性

二　事業計画書と実績報告書の内容の整合性

三　証憑書類の原本又はその写し

四　その他甲が委託業務に関して必要と認める事項

４　甲は、第１項及び第２項の検査を委託業務の主たる実施場所等において行うことができるものとする。

５　甲は、第１項及び第２項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査日時、検査場所、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

６　乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

７　乙は、第１項、第２項及び第４項の規定による検査並びに第３項の報告及び資料の提出に応じなければならない。

８　第２項から前項までの規定は、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して５年間、なおその効力を有するものとする。

（額の確定）

第１８条　甲は、前条第１項の規定による実績報告書の検査、及び第１２条第４項の規定による成果報告書の審査等の結果、経費の支出状況及び収益の状況が適切であると認めたときは、委託額と委託業務の実施に要した経費の額から委託業務の実施に伴い生じた収益の額を控除した額とのいずれか低い額を、甲が支払うべき経費の額（以下「確定額」という。）として確定し、これを乙に通知しなければならない。

２　第１１条第３項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費、前条第１項の規定による検査若しくは同条第３項の規定による報告の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費及び同条第１項の規定による検査実施中に乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できなかった経費は、委託業務の実施に要した経費に含まないものとする。

（経費の請求及び支払）

第１９条　乙は、前条第１項の規定による通知を受領した後、別紙様式第１０号により作成した精算払請求書により、速やかに甲が指定する期日までに甲に確定額を請求するものとする。

２　甲は、適法な精算払請求書を受領した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、甲は、乙の精算払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された精算払請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

（相殺）

第２０条　甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができるものとする。

（遅延利息）

第２１条　甲は、約定期間内に経費を支払わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（過払金等の返還）
第２２条　乙は、第１７条第２項第２号の検査の結果、第１９条第１項の規定に基づき既に支払いを受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになったときは、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。なお、甲は、第１１条第３項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明できない経費、及び第１７条第２項の規定による検査、同条第３項の規定による報告の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費を、確定後過払金として請求することができるものとする。
２　乙は、前項の規定により甲に確定後過払金を返還する場合において、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年１０．９５％の割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

第５章　取得財産の管理

（財産の管理）
第２３条　乙は、委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から別途指示があるまで同様とする。
２　第１８条の規定による経費の額の確定までの間、取得財産の所有権は乙に帰属するものとする。
３　乙は取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
４　乙は、取得財産について、別紙様式第１１号により作成した取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示がある場合を除き、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後、取得財産明細表を実績報告書に添付して提出するものとする。
５　乙が取得財産を亡失又はき損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
６　乙は、第１８条の規定による経費の額の確定後、甲の指示に従って、甲の指定した期間内に取得財産の所有権を移転するとともに占有を移転し又は取得財産の廃棄等の処分をしなければならない。なお、所有権の移転に伴う返還又は廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。
７　甲は、乙に、委託業務の完了又は中止の後に、第１項の取得財産に係る委託業務を委託する場合において、その必要があるときは、前項の規定にかかわらず、第１項から第５項の規定に従うことを条件として取得財産の所有権を引き続き乙のものとすることができる。なお、その場合においても当該新規委託契約終了時等において当該取得財産の返還又は廃棄等の処分をする場合には、前項を準用するものとする。

第６章　成果の取扱い・知的財産権

第１節　定義

（用語の定義）
第２４条　本契約において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。
一　「成果」とは、委託業務の実施により得られた成果をいう。
二　「著作物」とは、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項に規定する著作物をいう。
三　「プログラム等」とは、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物をいう。
四　「ノウハウ」とは、知的財産権による保護を受けない営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報の中で秘匿することが可能で財産的価値を有するものをいう。
五　「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
イ　特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第１項に規定する発明

ロ　実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第１項に規定する考案
ハ　意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第１項に規定する意匠及びその創作
ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置及びその創作
ホ　プログラム等及びその創作
ヘ　第２８条の規定に従い指定されたノウハウの案出

六　「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項に規定するコンテンツをいう。

七　「産業財産権」とは、次に掲げるものをいう。
イ　特許法に基づく特許権
ロ　実用新案法に基づく実用新案権
ハ　意匠法に基づく意匠権
ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権
ホ　外国における上記各権利に相当する権利

八　「産業財産権を受ける権利」とは、次に掲げるものをいう。
イ　特許法に基づく特許を受ける権利
ロ　実用新案法に基づく実用新案登録を受ける権利
ハ　意匠法に基づく意匠登録を受ける権利
ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
ホ　外国における上記各権利に相当する権利

九　「著作権」とは、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１７条第１項に規定する著作権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。

十　「著作者人格権」とは、著作権法第１７条第１項に規定する著作者人格権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。

十一　「知的財産権」とは、産業財産権、産業財産権を受ける権利及び著作権をいう。

十二　「知的財産権の実施」とは、次に掲げるものをいう。
イ　特許法第２条第３項に規定する行為
ロ　実用新案法第２条第３項に規定する行為
ハ　意匠法第２条第３項に規定する行為
ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に規定する行為
ホ　著作権法第１７条第１項に規定する著作権を行使する行為

第２節　成果の取扱い

（著作権等の保証）

第２５条　乙は、甲に対し、第１２条に規定する成果報告書について第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

２　成果報告書について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。

（成果の発表又は公開）

第２６条　甲及び乙は、委託業務を実施することにより得られた成果を発表又は公開することができる。ただし、その内容に未公開の知的財産権に係るものが含まれるときは、その対応について甲乙協議の上、調整を図るものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき成果を発表又は公開する場合は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託業務の結果得られたものであることを明示しなければならない。

３　乙は、第１項の規定により、成果を発表又は公開するために印刷物を作成するときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第６条第１項の規定に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２１年２月１３日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の「判断基準」を満たすことに努め、「配慮事項」についても可能な限り配慮されたものとし、別紙様式第１２号により作成した印刷物基準実績報告書を当該印刷物作成後速やかに甲に提出しなければならない。

４　乙は、前項の規定により印刷物基準実績報告書を甲に提出する場合、当該印刷物１部を

印刷物基準実績報告書に添付しなければならない。

第３節　知的財産権

（秘匿すべきノウハウの指定）

第２７条　甲は、成果のうち、秘匿すべきノウハウについて、甲乙協議の上指定し、その旨を乙に通知するものとする。

２　前項の規定による指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の規定による秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（ノウハウの使用）

第２８条　乙は、秘匿すべきものとして指定されたノウハウについて、前条第２項の規定による秘匿すべき期間において第三者にその使用を許諾しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

（産業財産権を受ける権利等の記録物の封印）

第２９条　乙は、本契約の締結時に既に所有している産業財産権を受ける権利又はノウハウ（以下「産業財産権を受ける権利等」という。）がある場合で、委託業務の結果生ずる産業財産権を受ける権利等と複合するおそれがあると判断して必要とする場合については、本契約の締結時に既に乙が所有している産業財産権を受ける権利等を記録化し（以下、記録化したものを「封印物」という。）、本契約の締結後６０日以内に、別紙様式第１３号により作成した封印申請書を甲に提出するものとする。

２　前項の封印申請書の提出があったときは、甲乙両者立会いの上、封印を実施するものとする。

３　甲は封印物のリストを、乙は封印物のリスト及び封印物を保管する。

４　産業財産権を受ける権利等が、委託業務の成果であるか否かについて、甲乙間に争いのあるときは、甲乙両者立会いの上、封印物を開封することができるものとする。

５　甲は、前項の開封の結果、第２７条第１項の規定に基づき指定したノウハウが委託業務以外の成果と認められるときは、当該ノウハウの指定を解除するものとする。

６　第４項の開封後は速やかに再封印するものとする。

７　甲は、開封により知り得た技術情報を使用し、又は第三者に洩らしてはならない。

（知的財産権の帰属）

第３０条　甲は、乙が、別紙様式第１４号により作成した知的財産権確認書を契約締結日に甲に提出し、次の各号のいずれの規定も遵守することを約した場合、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

一　乙は、委託業務によって成果又はコンテンツが得られた場合には、遅滞なく、次条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

二　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の承諾を得ずに当該権利を第三者に実施することができる。

三　前号の場合、甲は当該知的財産権を実施する権利を第三者に実施させることができるものとし、乙は当該権利を当該第三者に許諾しなければならない。

四　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。

２　甲は、乙が前項の規定による知的財産権確認書を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

３　乙は、知的財産権確認書を提出したにもかかわらず、第１項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

４　前二項の場合、乙は甲の指示に従い、知的財産権の譲渡に必要な措置をとり、知的財産

権譲渡に必要な手続に協力し、知的財産権の甲による確保のために必要なものを甲に引き渡す等しなければならない。

（成果の利用行為）
第３１条　乙は、前条第１項の規定にかかわらず、本委託業務によって作成し甲に提出された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を許諾したものとする。
２ 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（知的財産権に関する報告）
第３２条　乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から６０日以内に、また、海外への出願若しくは申請又は特許協力条約に基づく国際出願の場合は１２０日以内に別紙様式第１５号により作成した産業財産権出願報告書を甲に提出しなければならない。
２　乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１０号）第２３条第６項及び同令様式２６備考２４等を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る業務の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
３　乙は、第１項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から６０日以内に、別紙様式第１６号により作成した産業財産権報告書を甲に提出しなければならない。
４　乙は、委託業務により生じた成果若しくはコンテンツに係る知的財産権を自ら実施したとき又は第三者にその実施を許諾したときは、別紙様式第１７号により作成した知的財産権実施届出書を甲に遅滞なく提出しなければならない。

（知的財産権の譲渡）
第３３条　乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、別紙様式第１８号により作成した知的財産権譲渡届出書を甲に提出するとともに、前二条、次条及び第３５条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

（知的財産権の実施許諾）
第３４条　乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第３０条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
２　乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権について、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、別紙様式第１９号により作成した知的財産権専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（知的財産権の放棄）
第３５条　乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、別紙様式第２０号により作成した知的財産権放棄報告書によりその旨を甲に報告しなければならない。

（知的財産権の帰属の例外）
第３６条　成果報告書に係る著作権は、プログラム等及びコンテンツの著作権（登録の申請の有無を問わない。）を除き（ただし、第３０条第２項又は第３項に従い著作権が甲に帰属する場合を除くものとする。）、すべて甲に帰属するものとし、成果報告書の著作権には著作権法第２７条（翻訳権、翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

（国の帰属に係る知的財産権の管理）

第３７条　第３０条第２項の規定に該当する場合、乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツについて、次に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。
一　特許権、実用新案権及び意匠権にあっては、出願から権利の成立に係る登録までに必要となる手続
二　回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要となる手続
２　甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（日本国における登録が行われたときに権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

第７章　雑則

（通知等の発効）
第３８条　甲から乙又は乙から甲に対する通知、届出又は報告は、文書によるものとする。
２　前項の規定による通知、届出又は報告は、甲から乙に対するものにあっては発信の日から、乙から甲に対するものにあっては受信の日から、それぞれ効力を発するものとする。

（甲の契約解除権）
第３９条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
二　乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
三　乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告をしたとき。
２　前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、その解除により完了できない委託業務部分（以下「未完了部分」という。）に係る履行義務を免れるものとし、違約金として未完了部分に対する委託費の百分の十に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、甲は、未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

（乙の契約解除権）
第４０条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
二　委託業務の実施が不可能又は著しく困難になった正当な理由を乙が示して申請を行い、甲が承認したとき。
２　前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、未完了部分に係る履行義務を免れるものとし、甲は、その未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

（不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置）
第４１条　著しい経済情勢の変動、天災地変等予測することができない事由であって、甲、乙、いずれの責にも帰することのできない事由により、本契約に定める条件での契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、甲乙協議の上、本契約の全部を解除することができる。

（瑕疵の補修）
第４２条　甲は、委託期間の中途又は終了後のいずれの場合においても、取得財産又は本契約に関する報告の内容が本契約の目的及び甲の承認した事業計画書と著しく異なると認めたときは、取得財産及び実績報告書の内容のうち瑕疵のある部分について、乙の負担による補修、取替又は修正を乙に対し請求することができる。
２　前項の請求は、実績報告書の提出日の翌日から１年以内に行わなければならない。ただし、隠れた瑕疵について請求できる期間は、その瑕疵を知り得た日から起算して１年とす

る。

（不正等の行為に対する措置）

第４３条　甲は、乙が委託業務の実施にあたり不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対し、本契約の履行に関する監査を指示し、その結果を期限を定めて文書で甲に報告させることができる。

２　甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認めるときは、乙の研究施設、事業所等に立ち入ることができる。

３　甲は、不正等の事実が確認されたときは、第９条第１項又は第１７条第２項の規定に基づき、検査等を行うものとする。

４　甲は、前項の規定に基づく検査等の結果、過払金等が生じていた場合は、当該過払金等の返還を乙に求めるものとし、乙はそれに応じなければならない。甲は当該過払金等を乙が受領した日から過払金等の納付日までの日数に応じ、年１０．９５％の割合により計算した利息を付することができる。

５　甲は、不正等の行為に関する事実を確認したときは、氏名及び不正等の行為の内容を公表することができるものとする。

６　乙は、別に定める指針に従い、事前に不正等の防止の措置を講じなければならない。また、甲は、不正等の行為に関する疑義が生じたとき又は事実を確認したときは、当該指針に従い、必要な措置を講じることができるものとし、乙は甲が講じる措置に従わなければならない。

７　甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

（履行遅延金）

第４４条　乙は、乙の責に帰すべき事由により、実績報告書、成果報告書及び前条に規定する報告の要求について、それぞれの期日に遅延して提出又は報告したときは、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に、契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。

（賠償責任）

第４５条　乙は、委託業務を自己の責任において行うものとし、その実施に当たり被った損害、乙に属する者の損害並びに第三者に与えた損害に対しては、甲は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

（守秘義務）

第４６条　乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する情報については、委託期間中はもとより、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六　書面により事前に相手方の同意を得た情報

２　前項の有効期間は、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して５年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（協力事項）

第４７条　乙は、過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について甲に協力するものとする。

一　事業内容及び成果に関する資料（成果報告書を除く。）の作成

二　委託業務の委託に係る経理に関する資料の作成

三　甲が開催する成果報告会等における報告及びそれに伴う資料の作成

四　委託業務に関する評価等に係る資料の作成

（存続条項）
第４８条　甲及び乙は、委託業務を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。
一　各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの
第９条、第１１条第２項及び第３項、第１７条第２項から第８項まで、第２２条、第２７条第３項、第２８条、第４２条、第４３条並びに第４６条に規定する事項
二　各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第８条、第２０条、第２３条第１項、第２項及び第４項から第６項まで、第２５条、第２６条、第２９条第３項から第７項、第３０条、第３１条、第３２条、第３３条、第３４条、第３５条、第３７条、第３８条、第４４条、第４５条並びに第４７条に規定する事項

（契約書の解釈）
第４９条　本契約書の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

（専属的合意管轄）
第５０条　本契約に関する訴は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

平成２５年３月２８日

甲　東京都千代田区霞が関二丁目１番２号
総務省
支出負担行為担当官
大臣官房会計課企画官　　梅田　勉　　印

乙　佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
佐賀県武雄市
武雄市長　　樋渡　啓祐　　印

（別　　紙）
［様式第１号］

武 市 フ 第　２４８ 号
平成２５年　３月２８日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
武雄市長　　樋渡　啓祐　　印

平成２４年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証事業計画書

１　開発実証事業の内容

ア　事業の実施主体等

（1）実施主体

佐賀県武雄市

（2）連絡先

武雄市つながる部　フェイスブック・シティ課　古川慎治
電話：(0954) 23－9121　　FAX：(0954) 23－3816
Mail：s-furukawa@city.takeo.lg.jp

イ　事業に参加する地方公共団体名、代表者及び連絡先

ウ　開発実証を行う情報システム及びその構成

武雄市安心・安全情報提供システム

エ　事業の実施期間

平成 25 年 3 月 31 日まで

オ　事業の実施方法

本業務の内容は以下のとおりとし、詳細については総務省担当課と打合せの上、実施するものとする。

（1）実施体制

事業遂行事業者の選定を予定

（2）情報システムの開発実証の方法

別紙『実証計画』のとおり

（3）開発実証を行う情報システム及び関連する情報システムの主たる設置場所並びに開発実証事業に関するネットワーク構成

選定事業者からの提案・協議において決定する

（4）その他事業の遂行のために必要となる実施主体が行う業務に関する事項

カ　事業の成果報告方法

契約書第１２条に定める成果報告書において、開発実証事業の内容その他契約書で定められた必要事項を記載の上、必要書類を添えて総務省に提出する。

２　収支予算

収入の部　（単位：円）

区　　分	予　算　額	備　　考
国庫委託費	111,176,000	
計	111,176,000	

支出の部

（単位：円）

区分	算定根拠	計画額
調査費		0
・		
印刷製本費		3,900,000
・実証事業報告書作成費	作成管理、構成・考察・データ整理および執筆	3,900,000
会議費		0
・		
備品購入費		0
・		
消耗品費		0
・		
システム開発費		63,875,500
・要援護者情報連携機能	要件定義、設計、開発およびテスト	11,400,000
・オープンデータ管理システム	要件定義、設計、開発およびテスト	29,627,500
・連携基盤インターフェース	※連携基盤仕様決定後に積算	別途
・安心安全情報アプリケーション	要件定義、設計、開発およびテスト	19,068,000
・職員ポータル	要件定義、設計、開発およびテスト	3,780,000
その他の経費		43,400,000
・クラウド環境一時費用	環境構築、セットアップ	890,000
	連携基盤プラットフォーム用クラウド環境構築 ※連携基盤仕様決定後に積算	別途
・クラウド環境使用料	クラウド利用料、サービス利用料	13,260,000
	連携基盤プラットフォームクラウド環境使用料 ※連携基盤仕様決定後に積算	別途
・プロジェクト推進費用	プロジェクト管理、事務局運営	20,000,000
・実証事業運営費	オープンデータ管理システム運用、データ加工	9,250,000
合計		111,175,500

3　物品購入計画（物品の購入がある場合）

品名	規格	数量	購入予定		使用目的	設置場所
			単価(円)	金額(円)		

[様式第２号]

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証

事故報告書

平成　　年　　月　　日付け契約の平成　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証について、下記の事故が発生したので、契約書第６条第４項の規定に基づき報告します。

記

１　事故の発生日時、内容及びその原因

２　事故発生時までの事業の進捗状況

３　事故発生時までに要した経費

４　事故に対して講じた措置及び善後策

５　今後の事業の遂行及び完了に関する予定

（注）３については、事業計画書中、収支予算・支出の部の経費区分毎に記載し必要に応じ説明を付すること。

［様式第３号の１］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証再委託承認申請書

平成　年　　月　日付け契約の平成　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証の業務の一部について、下記のとおり再委託することとしたいので、契約書第７条第２項の規定に基づき承認されたく申請いたします。

記

１．再委託を行う業務の内容

２．再委託金額（予定）

３．再委託を行う合理的な理由

４．再委先の選定方法（予定）

５．再委託を行う業務の管理体制

６．その他再委託先が行う業務の遂行に関する事項

７．添付書類（再委託の調達に係る文書を添付）

［様式第３号の２］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証
再委託報告書

平成　　年　　月　　日付け契約の平成　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証の業務の一部について、下記のとおり再委託先が決定しましたので、契約書第７条第２項の規定に基づき報告いたします。

記

１．再委託先　　名称（会社名）
　　代表者名
　　住所

２．再委託を行う業務の内容

３．再委託金額

４．再委託を行う合理的な理由

５．再委託先の業務の履行能力

６．再委託先の業務の実施体制及び当該業務の管理体制

７．その他再委託先が行う業務の遂行に関する事項

８．添付書類（再委託契約書案を添付）

［様式第４号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証

履行体制届

平成　年　月　日付け契約の平成　　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証の業務の一部について、下記のとおり再委託することとしたいので、契約書第７条第２項第３号の規定に基づき提出いたします。

記

１．再委託を行う業務の内容

２．再委託金額（予定）

３．再委託を行う合理的な理由

４．再委託先の選定方法（予定）

５．再委託を行う業務の管理体制

６．その他再委託先が行う業務の遂行に関する事項

７．添付書類（再委託の調達に係る文書を添付）

［様式第５号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証 再委託報告書

平成　　年　　月　　日付け契約の平成　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証の業務の一部について、下記のとおり再委託先等が決定しましたので、契約書第７条第２項第３号の規定に基づき報告いたします。

記

１．再委託先　　名称（会社名）
　　代表者名
　　住所

２．再委託を行う業務の内容

３．再委託金額

４．再委託を行う合理的な理由

５．再委託先の業務の履行能力

６．再委託先の業務の実施体制及び当該業務の管理体制

７．その他再委託先が行う業務の遂行に関する事項

８．添付書類（再委託契約書案を添付）

[様式第６号]

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証成果報告書

平成　　年　　月　　日付け契約の平成　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証について、下記のとおり事業を実施したので、契約書第１２条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

［様式第７号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証事業計画変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付け契約の平成　　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証について、下記のとおり事業計画を変更したいので、契約書第１４条第１項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

１　事業計画書の変更の内容

２　変更の理由

（注）記載方法は、別に定めのある場合を除き、事業計画書の様式を準用し、新旧対照表の添付その他の方法により、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

［様式第８号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証
契約者等異動報告書

平成　　年　　月　　日付け契約の平成　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証について、下記のとおり契約者等の異動が発生したので、契約書第１５条の規定に基づき報告します。

記

１　異動内容

２　異動理由

３　異動時期

［様式第９号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証

実績報告書

平成　　年　　月　　日付け契約の平成　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証について、下記のとおり事業を実施したので、契約書第１６条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

１　開発実証事業の実施状況

ア　事業の実施主体

イ　事業に参加した地方公共団体名

ウ　開発実証を行った情報システム及びその構成

エ　事業の実施期間

オ　事業の成果（概要）

カ　添付書類（成果報告書その他契約書に定める必要書類）

２　収支精算

収入の部　　（単位：円）

区　　分	精　算　額	予　算　額	比較増減額		備　　考
			増	減	
国庫委託費					
計					

支出の部　　（単位：円）

区分	算定根拠	計画額
調査費		
・		
・		
印刷製本費		
・		
・		
会議費		
・ ・		
備品購入費		
・		
・		
消耗品費		
・		
・		
システム開発費		
・		
・		
その他の経費		
・		
・		
合計		

3　物品購入実績（物品の購入があった場合）

品名	規格	数量	購入予定		使用目的	設置場所
			単価(円)	金額(円)		

［様式第１０号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

官署支出官
総務省大臣官房会計課長　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証 精算払請求書

平成　　年　　月　　日付け契約の平成　年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証について、下記により、精算払により支払されたく、契約書第１９条第１項の規定に基づき請求します。

記

１．開発実証事業の概要
　ア　事業の実施主体

　イ　事業に参加した地方公共団体名

　ウ　開発実証を行った情報システム及びその構成

　エ　事業の実施期間

　オ　事業の成果（概要）

２．請求金額

［様式第１１号］

取得財産[1]管理台帳[2]
取得財産明細表

平成　　年度「自治体クラウド開発実証事業」

財産名	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	取得年月日	保管場所	備考
			円	円			

[1] 対象となる取得財産は、取得価格の単価が消費税及び地方消費税抜きで１０万円以上、または原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品とする
[2] 台帳は各機関で保管し、明細表だけを提出すること

［様式第１２号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証
印刷物基準実績報告書

品名「　　」

１　印刷用紙（カラー用紙を除く）

基　準	実　績	基準を満たせなかった理由
①古紙パルプ配合率７０％以上であること	配合率　　％	
②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。（※別添様式「手続の適切性（、持続可能性）証明書」により証明し提出すること。）		
③非塗工印刷用紙については、白色度が７０％程度以下であること。	白色度　　％	
④塗工用紙については、塗工量が両面で３０ｇ／㎡以下であること。	塗工量　　g/㎡	
⑤再生利用しにくい加工が施されていない（プラスチックをラミネート又はコーティングされていない）こと。		

２　印刷用紙（カラー用紙）

基　準	実　績	基準を満たせなかった理由
①紙パルプ配合率７０％以上であること。	配合率　　％	
②バージンパルプが使用される場合にあって		

は、その原料の原木は、伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。(※別添様式「手続の適切性（、持続可能性）証明書」により証明し提出すること。)		
③塗工用紙については、塗工量が両面で３０g／㎡以下であること。	塗工量 g/㎡	
④再生利用しにくい加工が施されていない（プラスチックをラミネート又はコーティングされていない）こと。		

3　印刷

基準	実績	基準を満たせなかった理由
①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		
②別表に示されたＢ、Ｃ及びＤランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。		
③印刷物へリサイクル適性を表示すること。		
④オフセット印刷については、芳香族成分が 1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。		

別表　古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Ａランク】	【Ｂランク】	【Ｃランク】	【Ｄランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	－	－	－

	【加工紙】 樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 色紙（青または色の薄いもの）／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 色紙（赤、緑、黄または色の濃いもの）／ファンシーペーパー（表紙用等の特殊紙）／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	凸版インキ・平版インキ・スクリーンインキ全般	－	－	－
	グラビアインキ溶剤型 フレキソインキ溶剤型	グラビアインキ水性 フレキソインキ水性	－	－
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ（ハイブリッドUVインキ）／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 ＵＶインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR ＵＶインキ／ＥＢインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 ＯＰニス	－	－	－
③加工資材	【製品加工】 製本用針金、ホッチキス等／リサイクル対応型ホットメルト（難細裂化ＥＶＡ系ホットメルト／ＰＵＲ系ホットメルト／水溶性のり）	【製品加工】 製本用糸／ＥＶＡ系ホットメルト		
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート（ＰＰ貼り）／ＵＶコート、ＵＶラミコート／箔押し	【表面加工】 クロス貼り	
	【その他加工】 リサイクル対応型シール	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	
④その他	－	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

《　記入要領　》

1．品名欄には「調査報告書」、「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等印刷物の種類を記入し、別様に作成のこと。

2．「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等については、委託先から当省以外に普及広報等のために作成・配布されたものも対象とすること。

3．「実績」欄について１．①③④及び２．①③は数値（使用されている印刷用紙が複数種類ある場合はすべてに対応するページ数を実績欄に〈　/　〉書で記入のこと）を１．②⑤２．②④及び３．①～④については○又は×を記入のこと。

4．「基準を満たせなかった理由」欄については、該当する場合に各欄に記入のこと。

※１「リサイクル適正の表示」は、次の表現とすること。

ア．Ａランクの材料のみ使用する場合は「紙へリサイクル可」

イ．Ａランク又はＢランクの材料のみ使用（ア．の場合を除く）する場合は「板紙へリサイクル可」

ウ．ＣまたはＤランクの材料を使用する場合は「紙・板紙へリサイクル不可」

※２「芳香族成分」とは、日本工業規格 Ｋ２５３６に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

別添様式

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

手続の適切性（、持続可能性）証明書

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

納入業者の所在地
納入業者の名称
代表者氏名
連絡先電話番号

下記の印刷物に使用した印刷用紙の原料として使用されているバージンパルプは、(持続可能な森林経営が営まれている森林から）適切な手続のもとに木材のみを原料としていることを証明します。

記

1　品名

2　数量

（注１）　上記は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において特定調達品目に定められている印刷用紙を調達する際の「判断基準」である手続の適切性及び「配慮事項」とされる持続可能性について証明する場合の例であり、手続の適切性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述（（　）書きの部分）を削除してください。
（注２）　１に記載する印刷物の品名ごとに別葉により証明してください。
（注３）　２の数量には、１に記載した印刷物の印刷部数を記入してください。
（注４）　この証明書は、印刷物の納入業者又は印刷用紙の納入業者において作成し、自治体クラウド開発実証事業受託者あて提出してください。

［様式第１３号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

平成　　年度「{事業名称}」封印申請書

標記の委託業務について、既に所有している産業財産権を受ける権利等の封印を行いたいので、契約書第２９条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　封印事項
　平成　年　月　日付け委託契約「{事業名称}」
の締結時における当機関所有の当該開発に係る技術情報

２　封印の実施
　○○[3]を代理人として封印を行う。

３　封印後の保管
　封印文書は、○○[4]において総務省の指示があるまで責任をもって保管する。

添付する文書
(1)　封印するもののリスト　　別紙１参照
(2)　封印実施者への委任状　　別紙２参照

[3] 所属及び氏名を記載
[4] 機関名を記載

別紙１

封印リスト

事業名称「　　」

整理番号	技術情報の名称	関連資料の名称又は番号等
	○○○○の製造条件	1234(スペック)
	○○○○の製造法	○○技法第○号
	△△△△の製造法	321A(図面)
	○○△△の製造法	特許出願準備中[5]

[5] 出願準備中のものは関連資料の封印を行う

別紙２

平成　　年　　月　　日

委　　任　　状

（受託者）

住所

氏名　　印

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度委託契約に基づく「{事業名称}」の締結時における、当機関所有の当該事業に係る技術情報の封印に関し（　氏　名　）を代理人と定め、下記のとおり権限を委任する。

記

１　権　限　　上記封印に関する一切の権限

２　実施者[6]

[6] 役職名、氏名及び使用印鑑

［様式第１４号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

知　的　財　産　権　確　認　書

｛名称｝（以下「乙」という。）は、総務省（以下「甲」という。）に対し平成　　年　　月　　日付け平成　　年度「｛事業名称｝」委託契約について、下記の通り確認しますので、契約書第３０条第１項の規定に基づき届け出ます。

記

1　乙は、自治体クラウド開発実証事業に係る成果又はコンテンツを得た場合には、遅滞なく、当該契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本事業の成果等に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の許諾を得ずに当該権利を第三者に実施させることができる。
3　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
4　乙は、上記２に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5　乙は、甲が上記３に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

以上

［様式第１５号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

産　業　財　産　権　出　願　報　告　書[7]

平成　　年　　月　　日付け「｛事業名称｝」に係る委託契約に基づく開発項目「　　」について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、契約書第３２条第１項の規定に基づき報告します。

記

1　出願国

2　出願に係る産業財産権の種類

3　得られた成果等の名称

4　出願日

5　出願番号

6　出願人

7　代理人

8　優先権主張[8]

---

[7] 申請の場合、この様式に準じて記載

[8] 優先権主張については、次の事項を記載する。
(1) 国内優先権主張：特許法第４１条第１項若しくは実用新案法第８条第１項の規定による優先権主張又は受託者の属する国の知的財産権に関する法律で定める優先権主張
(2) パリ条約で定める優先権主張

［様式第１６号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

産　業　財　産　権　報　告　書

平成　　年　　月　　日付け「｛事業名称｝」に係る委託契約に基づく産業財産権の登録等の状況について、契約書第３２条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　出願等に係る産業財産権の種類

2　得られた成果等の名称

3　出願日

4　出願番号

5　出願人

6　代理人

7　登録日

8　登録番号

[様式第１７号]

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

知　的　財　産　権　実　施　届　出　書

平成　　年　　月　　日付け「｛事業名称｝」に係る委託契約について、下記のとおり実施しましたので、契約書第３２条第４項の規定に基づき届け出ます。

記

１　実施した知的財産権

知的財産権の種類[9] 及　び　番　号[10]	知　的　財　産　権　の　名　称[11]

２　実施（第三者は実施許諾した場合）

自己・第三者[12]

---

9 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載

10 当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号を記載

11 以下の該当する（１）～（３）の事項を記載

（１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

（２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

（３）プログラム等又はコンテンツにあっては、技術上の成果の名称

12 自己又は第三者のいずれかを○で囲む

［様式第１８号］

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

知　的　財　産　権　譲　渡　届　出　書[13]

平成　　年　　月　　日付け「｛事業名称｝」に係る委託契約に係る知的財産権ついて、下記のとおり譲渡を行いますので、契約書第３３条の規定に基づき届け出ます。

記

１　知的財産権の種類[14]

２　知的財産権の名称[15]

３　譲渡先[16]

---

13 本届出書には、契約書第２６条、第２７条、第３０条及び第３１条の規定の適用に支障を与えないことが分かる書面（譲渡契約書の写し等）を添付すること
14 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載
15 出願番号、登録番号等がある場合にはそれらも含む
16 社名、住所、連絡先、代表者、担当者等

[様式第１９号]

文　書　番　号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

知的財産権専用実施権等設定承認申請書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度「｛事業名称｝」委託契約に基づく開発項目「　　」に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、契約書第３４条第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　専用実施権等[17]を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類[18]、番号[19]及び名称[20]	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

２　承認を受ける理由（下記の（１）から（５）の番号に○を付ける（複数可）とともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）
（１）　実質的に日本国内において生産されるとみなせるため
（２）　専用実施権等の設定を受ける者が、実質上同じ組織にあるとみなせるため

---

17 特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権
プログラム等及びコンテンツの著作権については、プログラム等及びコンテンツの著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう

18 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載

19 当該種類に係る設定登録番号を記載。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載
著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載

20 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類を記載
また、プログラム等及びコンテンツに係る著作権については、著作物の題号を記載にて、その具体的な理由を記載する。）

（３）　日本国内でのライセンス先を探すにあたって、合理的な努力を行ったがライセンス先が見つからなかったため

（４）　日本国内で製造することが商業的に困難であるため

（５）　当該技術が日本国内で製造されなかったときにおいても、当該ライセンスにより我が国に利益がもたらされるため

（１）（理由が（１）の場合）

これは、当該物が販売、使用又は貸渡しされる場合において、日本国内で販売、使用又は貸渡しされる物（専用実施権等の設定の対象における物）の総量の何％が、日本国内で生産されているかを説明する。

なお、この割合がおおむね９０％以上である場合は、「日本国内において生産されている」と解されるので、そもそも本申請を行う必要がない。一方、日本国内で生産される割合が低い（おおむね５０％未満の）場合には、下記理由（５）に掲げられている観点等を用いて、我が国利益に資することを説明できることが望ましい。

（２）（理由が（２）の場合）

以下のいずれかの場合に該当することを説明する。

○　親会社と子会社との関係である場合。（※）

○　大学・公的研究機関と、当該大学・公的研究機関の技術を第三者へ移転する技術移転機関（自己実施をしない機関に限る）との関係である場合

※　親会社とは、他の株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は他の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社をいい、子会社は、当該他の株式会社又は有限会社をいう。

（３）（理由が（３）の場合）

以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

○　コンタクトを取った会社数

○　当該会社にライセンスすべくコンタクトを取った方法

○　相手側に示したライセンス条件

○　海外で製造するとした企業と日本国内で製造するとした企業でのライセンス条件の比較

○　相手側企業の反応状況

（４）（理由が（４）の場合）

以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

○　商業ベースでの日本国内での製造の実現可能性を困難とさせている要因は何か（海外と日本国内での製造のコスト比較等）

○　日本国内で製造しようとした場合、どのような問題が生じるか（当該製品の市場化がどの程度遅れるか、それ以外にどのような問題が生じるのか）そのために、当該製品の我が国及び海外への製品供給を通じ、我が国の利益にどのような影響を与えるか

○　海外での製造が必要とされている状況は何か（同様の技術をめぐる世界市場の動向、法制上、自然条件上の制約等）

○　申請者自身が日本国内で製造する能力を有しているか、当該申請者が日本国内で製造しようと努力したか（立地場所の検討、関係者との契約の検討等）

（５）（理由が（５）の場合）

以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

○　当該技術が我が国において製造されない（当該技術が物を製造するものではない場合も含む）ことによって、我が国にどのようなメリット・デメリットがあるか

○　当該予算・開発の目的等に照らして、我が国の利益の増進にどのように寄与する

○　我が国における工場・設備への直接的・間接的投資に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○　日本国内の新たな／高レベルの雇用の創出、日本国内熟練基盤の強化に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○　日本国内における技術開発力の向上に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○　ライセンスによるロイヤリティ収入も含めた対外収支に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○　クロスライセンス、サブライセンス、再譲渡条項等のライセンス方式において日本の利益を最大化する努力がどのように行われるか

[様式第２０号]

文書番号
平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
住所
氏名　　印

知的財産権放棄報告書

平成　　年　　月　　日付け「｛事業名称｝」に係る委託契約に係る知的財産権の放棄について、契約書第３５条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　放棄する知的財産権の種類[21]及び番号[22]

2　放棄する知的財産権の名称[23]

3　当該知的財産権の放棄予定日

---

[21] 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載
[22] 当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号を記載
[23] 以下の該当する（１）～（３）の事項を記載する
（１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称
（２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）
（３）プログラム等又はコンテンツにあっては、技術上の成果の名称

［様式第３号の１］

武市フ第　２４８号
平成２５年　３月２８日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
武雄市長　　樋渡　啓祐　　印

平成２４年度　地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証再委託承認申請書

平成25年　3月28日付け契約の平成24年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証の業務の一部について、下記のとおり再委託することとしたいので、契約書第７条第２項の規定に基づき承認されたく申請いたします。

記

１．再委託を行う業務の内容
『地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業』の一環として武雄市が受託する地域情報ポータルサイト（安心安全情報提供システム）構築業務

２．再委託金額（予定）
111,176,000円

３．再委託を行う合理的な理由
受託した事業を遂行するにあたり、効率的で効果の高い事業を実施するため

４．再委先の選定方法（予定）
企画提案競技による事業者選定を予定

５．再委託を行う業務の管理体制
企画提案競技により提案をうける予定

６．その他再委託先が行う業務の遂行に関する事項
別紙『武雄市地域安心・安全業務事業委託仕様書（案）』のとおり

７．添付書類（再委託の調達に係る文書を添付）
別紙『武雄市地域安心・安全業務事業委託仕様書（案）』
『武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業企画提案実施要領（案）』

［様式第４号］

武 市 フ 第 ２４８ 号
平成２５年 ３月２８日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官 殿

（受託者）
佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
武雄市長 樋渡 啓祐 印

平成２４年度 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証

履行体制届

平成25年３月28日付け契約の平成２４年度地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証の業務の一部について、下記のとおり再委託することとしたいので、契約書第７条第２項第３号の規定に基づき提出いたします。

記

１．再委託を行う業務の内容
『地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業』の一環として武雄市が受託する地域情報ポータルサイト（安心安全情報提供システム）構築業務
２．再委託金額（予定）
111,176,000円
３．再委託を行う合理的な理由
受託した事業を遂行するにあたり、効率的で効果の高い事業を実施するため
４．再委託先の選定方法（予定）
企画提案競技による事業者選定を予定
５．再委託を行う業務の管理体制
企画提案競技により提案を受ける予定
６．その他再委託先が行う業務の遂行に関する事項
別紙『武雄市地域安心・安全業務事業委託仕様書（案）』のとおり
７．添付書類（再委託の調達に係る文書を添付）
別紙『武雄市地域安心・安全業務事業委託仕様書（案）』
『武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業企画提案実施要領（案）』

武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業
企画提案 実施要領（案）

1. 目的

「地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業」として武雄市が総務省から受託している「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業」について、効率的で効果の高い事業が実施できるように価格と質を総合的に評価する。

2. 企画提案協議の内容

1) 委託業務名

サイト基盤構築・コンテンツ開発及び地域コンテンツ開発業務

2) 業務の内容等

「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業委託仕様書」による

3) 履行期間

契約締結の日から平成 26 年 3 月 31 日まで

4) 担当部局（企画提案競技事務局）

武雄市 つながる部 フェイスブック・シティ課 情報係 係長　古川　慎治
〒843-8639　佐賀県武雄市武雄町大字昭和 1 番地 1
TEL：0954-23-9121（フェイスブック・シティ課直通）／FAX：0954-23-3816（代表）
E-mail：s-furukawa@city.takeo.lg.jp

3. 企画提案協議の参加資格

事業の趣旨と内容を十分理解し、モデル事業の受託者として、仕様及び提案内容の確実な実施、及び当該事業の普及促進に協力することが可能な業者を対象とする。

4. 企画提案競技の参加について

1) 参加希望書の提出

企画提案競技に参加を希望する場合は、武雄市事務局と事前協議を行ったうえで、「参加希望書」（別紙様式 1）に以下の必要書類を添えて 5 月 24 日（金）午後 5 時（必着）までに提出すること。

- 会社概要及び業績のわかる資料（株主向けの公開資料等）
- 公共機関等からの類似事業の受託実績一覧（公共機関名等、受託内容、期間を明記のこと）

2) 事前協議について

参加を希望する場合は、5 月 17 日(金)17 時までに事前協議の希望日時を武雄市事務局までメールで連絡すること。（事前協議を行わない場合は競技に参加できません）

なお、この際に、「武雄市地域安心・安全情報提供業務委託仕様書」の「6 受託者に求める要件」を満たしていることを証明できるものをメールに添付すること。

また、本事業及び仕様書等への一切の質問は事前協議にて受け付けることとする。
ただし、「6　受託者に求める要件」に関する事項はこの限りではない。

5. 企画提案書の提出

1) 提出物及び部数

① 企画提案申請書（別紙様式2）1部

② 企画提案書（A4版）8部（併せてPDF形式でのデータも提出すること）

※様式任意。提案書には以下の内容を含むこと。

- 仕様書に基づく企画提案
- モデル事業としての先進提案
- 事業の実施体制
- プロジェクト管理方法、体制
- コスト積算内訳（イニシャルコストと平成26年3月末までのランニングコスト）
- 事業実施のスケジュール（平成26年3月末まで）
- 事業期間終了後（平成26年4月以降）の事業継続に関する提案
- 仕様書に含まれない内容のオプション提案（コスト発生の有無も明記のこと）

2) 提出期限

平成25年5月24日（金）　17時必着

3) 提出場所

武雄市役所 つながる部 フェイスブック・シティ課
〒843-8639　佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

6. プレゼンテーション（ヒアリング）実施

1) 日時

平成25 年5月27日（月）午後13時から（予定）
※応募者多数の場合、開始時間を変更する場合がある。

2) 場所

武雄市役所

3) 内容

① 提案内容に関して15分以内で説明を受けた後、選定委員による質疑応答を約15分程度実施する

② ヒアリングの順番は、企画提案書の提出順（受付順）とする。なおヒアリング開始予定時刻と集合時刻は別途通知する

③ 説明にあたっては、必要な機材は提案者で準備すること

7. 発注業者の選定方法

① 別に設置する選定委員会において選定するものとし、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする

② 契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う

8. 本業務に関する留意点

① 本委託業務において作成された報告書等の成果物の著作権は武雄市に帰属する

② 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする

③ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用せず、非公開とするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する

武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業
企画提案

武雄市地域安心・安全情報提供業務事業
委託仕様書（案）

平成25年5月

武雄市役所　つながる部
フェイスブック・シティ課

1　概説

本仕様書は、総務省から「地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業（以下、本モデル）」の一環として委託された「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業（以下、本事業）」の仕様を規定するものである。なお、本モデルの概要は以下のURLを参照のこと。
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000009.html

2　実施内容

2.1　背景及び目的

本モデルは、官民が一体となった行政サービスの提供が求められる分野において、ICTによるメリットを幅広く活用できる基盤整備を行い、国民サービスの効率化と利便性向上、官民を通じた業務の効率などの効果を生み出し、自治体・事業者・住民のそれぞれがWin－Winの関係を築くことが目的である。

武雄市においては、地図を活用した安心・安全情報提供業務を行う一連のシステム（以下、本システム）の構築により、平常時ならびに災害ともに活用できる、自治体のみならず民間企業や住民の連携を実現する地域クラウドサービスを提供することとする。

平常時は、地域住民、地域団体や民間企業をはじめとする各事業者等との安心・安全情報の共有の仕組みとして、また、災害時は、要援護者管理だけでなく災害対策本部の統合情報管理業務をプラスして提供することで、安心・安全な、高齢化に負けない元気で明るい地域経営支援を実現する。

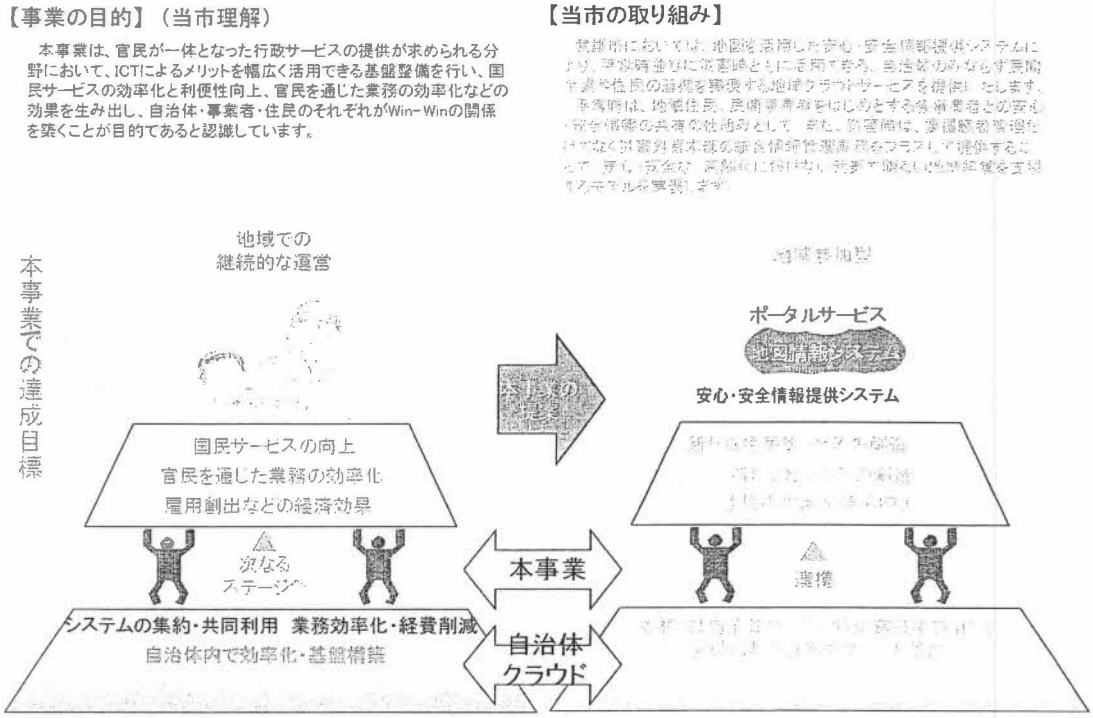

2.2　事業の全体像

本事業では、自治体の基礎的業務分野の一つである「安心・安全業務」について、多くの自治体で実施している災害発生時だけでなく、平常時においても、空き家などの危険箇所情報、交通事故情報、交通の運行状況などを、自治体だけでなく、消防署や警察などの関係機関や社会福祉協議会などの関係団体、交通事業者や新聞社などの民間事業者、さらには市民からも幅広く収集していくように本システムを作成すると共に、各課の保有情報や内部活

用情報に加え、事業者、市民からの提供データなどをセキュアに、検索がしやすいようなタグ付けをした状況で格納するプラットフォーム(当市ではこれを「オープンガバメントプラットフォーム」と呼ぶ)から、それぞれの閲覧権限にあわせて閲覧可能な地域ポータルサイト（当市ではこれを「安心・安全情報提供システム」と呼ぶ）を作成する。

2.3　システム全体像

本システムはクラウドを適材適所に採用する事により実現することを目指すこととし、おおむね以下のシステム全体概念図に示すように構築することとする。

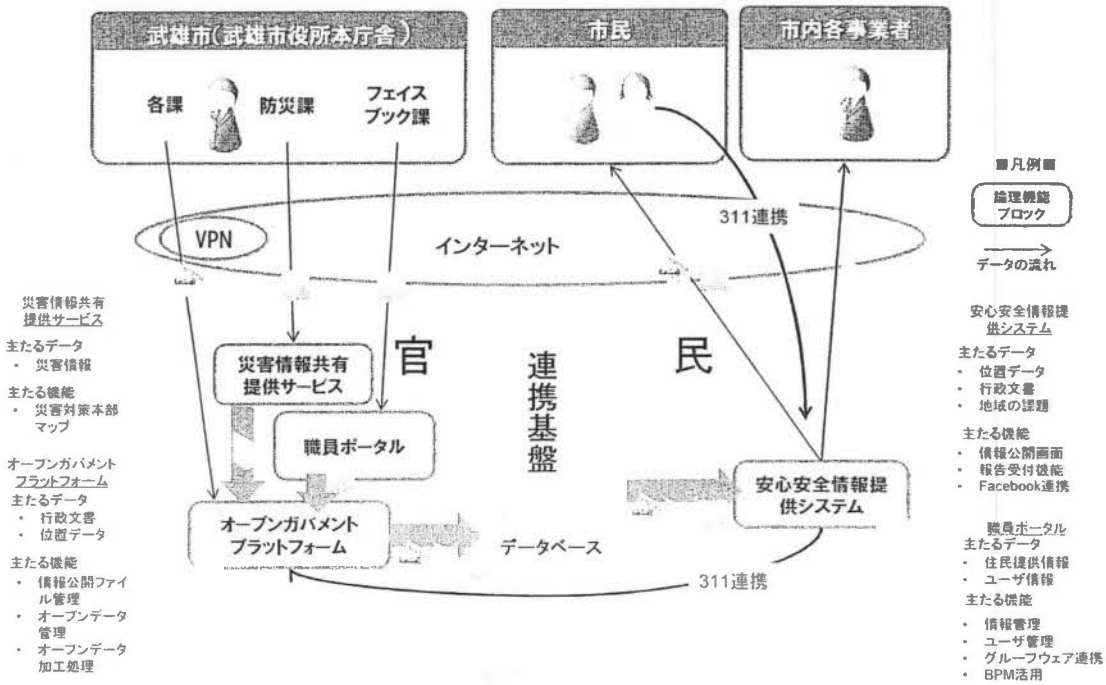

作成を予定しているコンポーネント構成を表現するサブシステム関連図は以下のようになる。

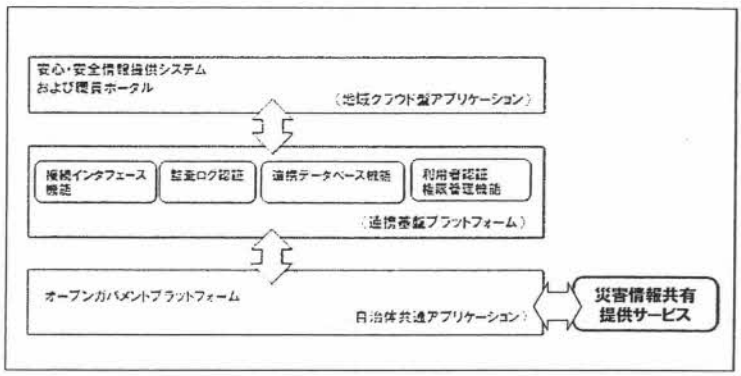

1. 各課の保有情報や内部活用情報に加え、事業者、市民からの提供データなどをセキュアに、検索がしやすいようなタグ付けをした状況（RDF）を元データと共に格納する基盤である「オープンガバメントプラットフォーム」。PDF等により与えられた元情報を整理・加工してRDFに変換する機能を含む。
2. 収集した情報をWEB地図情報上に展開して一般公開する「安心・安全情報提供システム」。自治体が保有している情報は、何らかの位置情報に紐付いていることが多いことと、それを地図に展開することで、容易に自宅や事業所、学校などの周囲でどんなことが起きているかをわかるようにするためである。
3. 自治体職員向けに、一般公開向け機能を包含した上で、情報のメンテナンスを行ったり、関連する業務を行うためのBPM機能を提供したりする「職員ポータルシステム」。

- 本システム全体はプライベートクラウドとパブリッククラウドを適宜併用しての構築として、情報セキュリティを満足させた上で、次年度以降にも掛かる運用コストについても十分留意すること。
- また、当市がかねてより取り組んでいた、住民との実名による双方向コミュニケーションを実現したソーシャルメディア（具体的にはFacebook）との連携、および職員同士のコミュニケーションと情報共有をWEBブラウザベースにて実現したグループウェア（具体的にはGoogle Apps）との連携、それぞれを実現することが望ましい。
- 本システムは、他市プロジェクトにて構築される「連携基盤プラットフォーム」を通じて利用者の認証やデータの流通を行うことが求められる。ただし本日時点ではこの基盤の仕様等が策定前であるため、本システムの設計および開発過程で基盤提供者と仕様確認等の作業を行うこと。（情報基盤プラットフォームの内容については 次節 2.4 を参照）。

4. 今回の事業を受託・遂行するにあたっては、国のオープンデータ・ビッグデータに関する動向に注視しながら業務を推進すること

2.4 連携基盤プラットフォーム

連携基盤プラットフォーム(*)は、民間事業者等や行政が保有する情報を安全に連携・共有するためのプラットフォームで、本モデルで総務省が委託する全事業実施団体(*)によって開発および提供される。

実証実験で提供する安心・安全情報提供システムおよび職員ポータルシステムとオープンガバメントプラットフォームは、連携基盤プラットフォームとの連携に必要な機能を持ち、連携基盤プラットフォームの機能を利用して連携すること。

全事業実施団体が提供する連携基盤プラットフォームと連携させるための所要の設定及び各種セットアップ作業等の導入作業を行うこと。また、必要に応じて実証実験に必要な設

備（VPN回線等）を整備すること。なお、具体的な導入方法については、全事業実施団体と最も効率的かつ有効な導入方法を検討し、調整の上決定すること。

総務省による本モデルの募集要項(*)に記載されている連携基盤プラットフォームの機能は以下の通り。

- 接続インタフェース機能
- 監査ログ機能
- 連携データベース機能
- 利用者認証・権限管理機能

*：連携基盤プラットフォームおよび全事業実施団体の詳細については、「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証団体 募集要領」(総務省自治行政局地域情報政策室 平成25年2月26日)の「2. 応募団体及び事業概要等について」を参照のこと。
総務省の募集要項に関しては次のホームページを参照のこと
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000009.html
全事業実施団体の決定については次のホームページを参照のこと。
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000012.html

2.5 ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会について

本システムについては、汎用性の高いプラットフォームとして開発することによって、他自治体にも利用可能とすることを念頭におくだけでなく、民間を中心に自治体のオープンデータを利用した新たなビジネスが、当市で創造されるなどの波及効果も狙うこととする。

具体的には千葉市、奈良市、福岡市と当市とで4月1日に設置した「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」にて、本件事業内容の情報共有を行い、他自治体でも利用しやすい形でのプラットフォーム開発を推進するだけでなく、この協議会で実施する「ビッグデータ・オープンデータ活用アイデアコンテスト」にも、このプラットフォームを利用したアイデアを募集することで、行政が保有する「オープンデータ」を活用して住民サービス向上や業務効率改善につなげるようなビジネスの創出を促すこととする。

このため、市内各所の関係団体と密接に意見交換をしながら業務をすすめていくことは当然として、この「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」と定期的に会合を行い、本事業のサービスが、他の自治体でも利用できるようにすること。また安心・安全以外の業務でも活用できるようにするための課題等を検討し、翌年度以降の更なる利活用をスムーズにできるようにしていく。これに対して、協力すること。

2.6 全体スケジュール

本事業で予定している全体スケジュールは以下のとおり。

7月までにまずは 地域情報ポータルサイト（詳細は後述参照） をプロトタイプの形でオープンさせることが求められる。これは後述の「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」で実施予定の「ビッグデータ・オープンデータ活用アイデアコンテスト」にて、本プラットフォームを利用したビジネスアイデアを募集するために、どのような形で当市他の行政が保有する「オープンデータ」が提供されるか、データ種類およびその方法を提示するためである。

その後、基盤であるオープンガバメントプラットフォームと正式連携した形で11月から正式サービスを開始し、関係団体、地域住民などからの情報を一元表示することで、地域全体の安心・安全がどのように担保されるかのモニタリングを開始する。

さらに災害時の有用性を実証するため、1月を目途に災害訓練を実施、本サービスの効果を探る。

最終的に3月に本実証事業の纏めを実施し、次年度以降の本格運用に備えることとする。

連携基盤プラットフォームについては、10月末を目途に提供される予定のため、連携基盤プラットフォーム提供者と仕様の調整を十分にした上で、提供後に速やかに取込み、実証を行うこと。

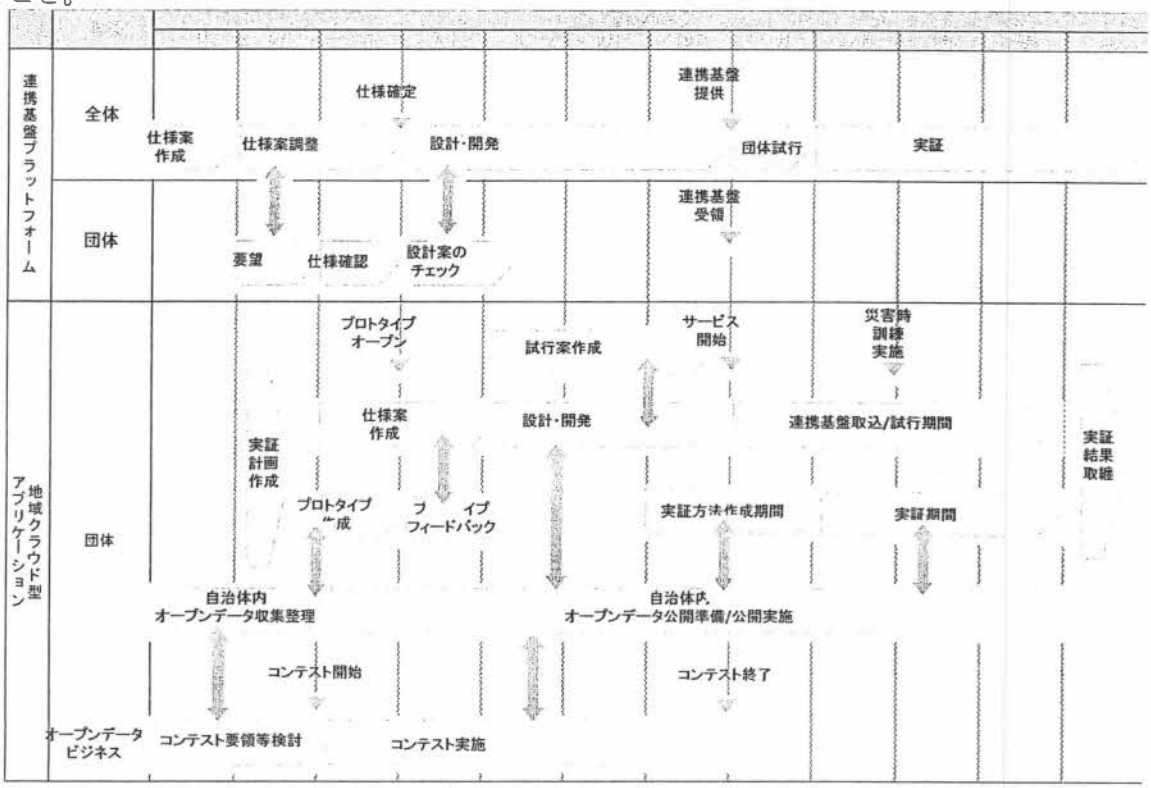

3　本システム要求機能

3.1　共通要件

本システムは、以下の共通要件を満たすものとする。クラウドの活用による安心・安全の実現を期するという事業趣旨より、全体をWEBベースのアプリケーションとして提供されるが、一部、職員向けの操作クライアント機能をWindows等OS上で動作するネイティブアプリケーションとして提供してもよい。どちらの場合も下記に示す共通要件を満たすこと。

3.1.1 アーキテクチャ要件

- アプリケーション構造
  - 地域住民、地域団体や民間企業をはじめとする各事業者等および、職員が直接操作するインターフェース（画面）を持つ機能は、Webブラウザをインタフェースとした Webアプリケーション形態とすること。
  - 職員が主に管理の目的で用いるクライアント機能は、Windows等OS上で動作するネイティブアプリケーションとして提供してもよい。
  - 自動処理を行う機能および部品として提供する機能の、起動と処理結果ステータスの照会は、WebAPIにより提供すること。
- アプリケーションセキュリティ
  - Webアプリケーションとして提供されるそれぞれにおいて、バッファオーバーフロー、パラメータ改ざん、XSS、強制的ブラウズ、SQLインジェクションに対するWebアプリケーションセキュリティ対策を講じること。
  - ネイティブアプリケーションとして提供される場合も、Webアプリケーションに求められる程度に準じてセキュリティ対策を講じること。
- アプリケーション全般要件

- 外字および文字コード
  - 本システム内で扱う標準文字コードはUTF-8とすること。
  - ユーザが定義する外字/特殊文字を使用しないこと。
- 国際化対応
  - 考慮不要。
- システム間連携
  - サブシステム間の連携は各要件に準拠し適正な形式で行われること。
  - サブシステム間の連携において、設置箇所の異なるサーバ間の通信においては、別途提示される「連携基盤プラットフォーム」を用いること。
- データ管理およびデータベース機能
  - 採用技術については、標準化団体によって定められた公的な標準技術、またはデファクトスタンダードな技術を採用すること。
- 認証機能
  - 採用技術については、標準化団体によって定められた公的な標準技術、またはデファクトスタンダードな技術を採用すること。
- 帳票関連機能
  - 電子帳票の生成は行わない。
- メール/メッセージ
  - あらかじめ決められたイベントを契機に、Eメールを配信する機能を有すること。
  - 適切なセキュリティ対策を講じた上で、Eメールに代えてSNSのメッセージ機能を採用してもよい。
- ログ
  - 障害解析を目的としたログ(エラーログ)を生成する機能を有すること。
  - エラーログには例外の詳細情報と発行したSQL文等が出力されること。
- サービスのヘルスチェック
  - サーバ上で稼働するアプリケーションサービスには、稼働状況を確認するヘルスチェック機能を有すること。
- スケジューラ
  - 自動処理を行う機能を、何らかの条件で起動させる仕組みを有すること。

3.1.2 性能要件

- サービス通常運用時のターンアラウンドタイム
  - 直接操作するインターフェース（画面）を持つ機能と部品として提供する機能では平均5秒以内とする。
  - 自動処理を行う機能(バッチ)では内容に応じ適正な実行時間での完了とする。
  - 本目標値は、実証実験の運用状況を加味し実証実験期間中に達成すること。
- サービス縮退運転におけるターンアラウンドタイム
  - 考慮は不要である。
- サービスのタイムアウト対策として、連携する外部システムおよび本システム内の各サブシステム要件を勘案し、適正な考慮を行うこと。
- 本システムにて管理されるデータ量の当初想定値
  - 情報公開ファイルの平均サイズ：2,048kbとする。
  - ファイル数：30,000個とする。
  - オープンデータのレコード数:30,000レコード(1ファイルあたり1件の位置情報が含まれることを想定）とする。
  - 1レコードの平均サイズ：512kbとする。

3.1.3 可用性(信頼性)要件

- サーバの冗長構成

- 自治体のWEB公開サービスとして適正と認められるレベル以上での冗長性を考慮すること。
- ディスク構成の冗長化
  - 一部のディスクが故障しても残りのディスクで継続的に業務が実行可能なこと。
- サーバの災対性
  - 適切な災害対策を行うこと。
- サーバの可用性
  - 対象期間中、月次でのメンテナンスを理由としたシステム停止時間帯を設ける。それ以外の期間中の稼働率は99.5%を目標とする。
  - またメンテナンス以外の理由でも、当市担当者と協議の上、非稼働日の決定は可能。
- データのバックアップとリストア
  - データのバックアップとリストアを行えること。

3.1.4 拡張性要件

- サーバの拡張性
  - サーバ単体での拡張は、サーバ機能別にスケールアウト、またはスケールアップで対応可能な構成であること。
- ストレージの拡張性
  - サーバ単体での拡張は、サーバ機能別にスケールアウト、またはスケールアップで対応可能な構成であること。

3.1.5 セキュリティ要件

- ネットワークセキュリティ
  - 不正アクセス対策
    - セキュリティ対策を十分に施したシステムを構築すること。
    - 不正アクセス時の被害区画を最小に留めるため、システム機能目的別にネットワークセグメントを細分化すること。
    - 外部とのネットワーク通信はあらかじめ定義されたサーバかつ使用ポートのみ許可し、必要な通信ポート以外は遮断すること。
    - 不正アクセスを検知した場合、システム管理者の操作により、通信ポートの遮断が可能であること。
  - 盗聴対策
    - インターネット接続を可能とすることを踏まえ、情報通信保護に係るセキュリティ対策を図ること。
  - 通信
    - 利用者を制限するデータに係るインターネット経由のWebアクセスは、通信の暗号化を施すこと。サーバ証明書は公的CA（証明機関）で発行されたものを使用すること。
    - 本システムにアクセス可能なユーザIDに対して、セキュリティポリシーに準じたパスワードが設定可能であること。
- ウィルス対策
  - ウィルス対策ソフトウェアを導入し、コンピュータウィルスの常時監視を行うこと。
- データ保護
  - プライバシーに係る情報を取り扱う場合は、連携内容・用途に応じてプライバシー関連情報に対して加工等適切な措置を施すこと。
  - データセンタを利用する場合は、入退室がチェックされており、十分なセキュリティ対策が講じられていることを前提とすること。
  - データセンタを利用する場合は、データセンタ機器への接続は物理的セキュリティ対策

により不可能であることを前提とすること。

- 脆弱性対策
  - 本システムに係るソフトウェアのバージョンアップや、セキュリティパッチのリリースが行われた場合、速やかに確認・適用すること。
  - 共有リソースやデータベースへの適切なアクセス権の設定し、システムの脆弱性を排除すること。
- 認証とアプリケーション権限管理
  - Webアプリケーションを使用する市職員及び運用管理者を認証する仕組みを提供すること。
  - Webアプリケーションを使用するインターネットユーザ（市民）および職員は、ユーザごとにアクセス可能なアプリケーション機能が制限されること。
  - 業務処理に必要なユーザアカウントは、権限付与などの運用性やセキュリティ上の観点から必要最小限にし、ユーザ個々に割り当てているアカウントを直接使用しないこと。
- 暗号化
  - データベース、ファイルとも、機密性の高いデータは、暗号化を施すこと。性能要件に影響が出る場合は別途当市担当者と協議すること。
- 監査
  - システム監査/OSレベルでのアクセス監査（証跡採取）
  - データベース監査（証跡採取）

3.1.6 保守・運用要件

- 対象期間中、本システムの運用を実施できる体制であること。
- システム障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行えること。
- 本市担当者からの操作、運用上の問い合わせについて、E-Mailによりサポートを行えること。
- 登録されたファイルやデータをバックアップする仕組みを提供すること。
- 障害時にはバックアップ時までデータを復元可能なこと。

3.1.7 ネットワーク要件

- インターネットとの接続経路を有すること。
- オープンデータ公開のためのパブリックIPアドレス、およびパブリックなドメイン名を公的機関に要請し、割り当てること。
- セキュリティを十分に考慮したネットワーク構成であること。

3.1.8 ハードウェア要件

- ハードウェアが必要な場合は、本システム要件を満たすハードウェア構成であること。
- 次年度以降をふまえ、拡張性に富むハードウェア構成であること。

4.1.9 ソフトウェア要件

- 基本ソフトウェアは、標準化団体によって定められた公的な標準技術、またはデファクトスタンダードな技術を採用すること。

4.1.10 品質要件

- 実施計画書に基づき、委託範囲の成果物に関する品質を管理すること。

3.1.11 テスト要件

- レスポンスタイム測定・検査
- レスポンスサイズ測定・検査
- システム時刻同期の検査
- Webアプリケーション負荷テスト

3.1.12 クライアント要件

- パソコンから使用する場合の動作環境は以下のとおり。
  - ＯＳ　：Windows XP（以降）
  - ブラウザ：Internet Explorer、Safari、Chrome、Firefoxの各最新版。
- 一部の機能については、タブレットやスマートフォン等のモバイル端末からも利用できるものであること。

3.2　オープンガバメントプラットフォーム

3.2.1 概要

オープンガバメントプラットフォーム（以下OGPと略記）は、自治体が保有する行政文書、統計情報、防災情報、観光情報などの生活関連情報をインターネット上に公開して、行政の透明性、住民参加および経済活性化を目指すための、オープンデータを利活用するプラットフォームである。

本事業は、さまざまな生活関連情報を市民生活の基盤である地図に紐づけ、更に市民からの情報も蓄積し紐づけに反映する仕組みを提供することで、生活環境の向上や行政サービスのスピードアップ、地域の歴史や文化と行政の融合による地域価値の再発見、住民の連帯感や参政意識の向上を図る取り組みである。OGPは本事業の中核として、使用する全ての情報をデータ化して保有し、インターネットなど公共のネットワークから容易かつ安全に利用可能な形式で提供する仕組みとなる。またOGPの提供情報の充実は、上述の意義に加え民間企業によるさまざまなサービスの提供を促し、OGP自体の運営拡充が生む新しい雇用も含めて、地域行政を核とした新しいビジネスモデルの創出へと繋がる。

OGPは、自治体が保有する行政文書、統計情報、防災情報、観光情報などの生活関連情報（文書ファイル）と、当該文書から抽出した“地図”に紐づけるための情報（住所情報や地名情報など位置に関連する情報）、それら情報への付加情報（有効期限や情報公開レベルなど）をデータとして保持し公開する仕組みを持つ。また公開データの生成のために、生活関連情報（文書ファイル）の登録管理や地図に紐づけるための情報抽出、付加情報の登録管理などの行政職員や市民向けの機能を有する。なおこれら機能は、「なんらかのきっかけで自動処理を行う機能(バッチ)」と、「部品（WebAPI）として提供し他の機能（アプリケーションプログラム）から利用することを想定した機能」から構成される。

用語の定義

- 情報公開ファイルとは、自治体が情報公開する行政文書のことである。
- オープンデータとは、自治体や企業がインターネットなどの公共環境で公開する2次利用可能かつ機械処理可能な形式のデータのことである。
- メタデータとは、ファイルの内容を表すキーワードや公開期間などのファイルに対する付加情報のことである。
- RDF（Resource Description Framework）とは、オープンデータの標準的な記述形式の一つである。
- WebAPIとは、独立した機能を提供するアプリケーションをインターネットなどのWeb技術を基盤とした環境を通してコンピュータプログラムから利用するためのインタフェースのことである。

3.2.2 要求機能

OGPの要求機能は自動処理を行う機能(バッチ)と、部品として提供する機能である。なお、部品として提供する機能は、安心・安全情報提供システムと職員ポータルシステム、および将来は認証された外部システム、から利用することを想定している。OGPの要求機能は以下である。

a. 情報公開ファイルの管理

- 情報公開ファイルの登録、変更、削除。
- 情報公開ファイルのフォルダ形式での管理。
- 情報公開ファイルの非公開の設定・設定解除。なお非公開の設定は2種類あり、1つは個人情報を含むファイル参照が制御可能なこと。もう１つは日時を指定した期間設定が可能なこと。日時は日本標準時（JST）を使用とする。
- 情報公開ファイルへのメタデータの追加、変更、削除。
- 情報公開ファイルへの全文検索とメタデータ検索。なお検索はテキスト情報を入力とし対象となる情報公開ファイル名および参照先を出力とする。

b. オープンデータの作成と加工

- 住所に関する情報の抽出
  情報公開ファイル管理機能で登録された情報公開ファイルから、住所情報、地名情報など住所に関連する情報の抽出と、処理結果のCSVファイル（情報公開ファイルのメタ情報ファイル）への出力。また、処理結果を校正する機能（一時保存、参照、変更）。
- 住所に関する情報の変換
  CSVファイル（情報公開ファイルのメタ情報ファイル）に記述されている住所情報、地名情報の緯度経度情報への変換と、処理結果のCSVファイル（ジオコーティングファイル）への出力。
  市民からの登録で入力された緯度経度情報の住所情報への変換と、処理結果のCSVファイル（逆ジオコーティングファイル）への出力。
  また、処理結果（住所と緯度経度の対応情報）の校正機能（登録、変更、削除）。
- 公開用データの作成
  情報公開ファイルのメタ情報ファイルとジオコーディングファイル、逆ジオコーティングファイルを使用しRDF形式のデータの生成。

c. オープンデータの管理

- オープンデータの登録、変更、削除。
- オープンデータに非公開の設定・設定解除。なお非公開の設定は2種類あり、1つは個人情報を含むデータ参照が制御可能なこと。もう１つは日時を指定した期間設定が可能なこと。日時は日本標準時（JST）を使用とする。
- オープンデータのキーワード、属性（地図カテゴリ、緯度経度範囲、公開期間など）により検索。指定により非公開データを除いた検索。

3.3 安心・安全情報提供システム

3.3.1 概要

安心・安全情報提供システムとは、今回システムにおいて地図を情報表現の手法として採用する、利用者への情報表示箇所である。クライアントには特別なソフトウェアをあらかじめ用意する必要なく、WEBブラウザだけで完結できることが求められる。

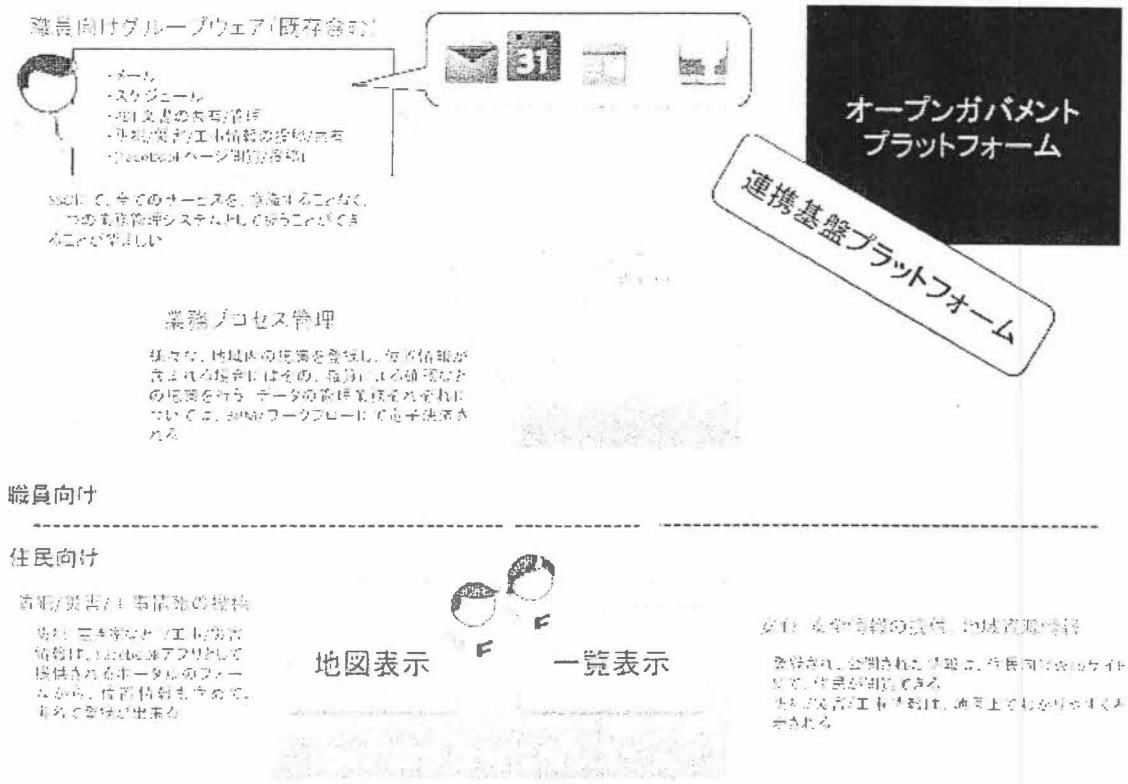

3.3.2 要求機能

以下の機能を満たすこと。

a. データ連携機能
- 取り扱う情報は連携基盤プラットフォームの認証機能およびデータの取得APIを利用してオープンガバメントプラットフォームより得ること。

b. 地図表示機能
- WEBブラウザ上に地図表示を行い、利用者へ地図の拡大縮小および移動を行う機能を提供すること。
- 地図上に、防犯、災害、工事ほか様々な安心・安全に関わる情報に含まれる位置情報に応じてアイコン表示できること。
- 利用者が選択操作したアイコンが示す安心・安全に関わる情報の詳細内容を表示できること。
- 市の保有する法定図書を投入し背景地図として表示できること。ただし法定図書のコンテンツ制作は今回範囲外とする。

c. 情報検索機能
- 利用者による検索条件操作を受付け、検索実行結果の一覧表示機能を提供すること。
- 情報の性質によって必要となりうるプライバシーへの配慮のために、統計的に複数情報を集約的に表示する機能を提供すること。

d. 住民通報の受付機能
- 住民より防犯、災害、工事ほかの情報の提供を受け付ける。情報の提供は地図上での表

示に資する住所や緯度経度等に表現される位置情報および課題の種類、状況が含まれるほか、現場写真データのアップロードも受け付けるようにすること。
- 本システムにおける住民との情報連携には、モラルハザードの観点より匿名ではなく実名が望ましい。よって、利用者は匿名ではなく、実名で利用することが促されるような認証機能/環境下にて本システムに対し情報提供が行われるようにすること。
- 認証した利用者、時間、その他実名利用を促されるような認証機能によって得られるその他情報についてログ記録すること。

e. 汎用プラットフォームとしての機能
- 後述する職員ポータルシステムの提供する機能と協調して、取り扱うデータの表示および操作全般に対して、データ種類が変わろうとも追加的なシステム開発を必要とせずに、運用作業範囲にて柔軟な対応を施すことができる汎用機能を実現すること。

3.4 職員ポータルシステム

3.4.1 概要

今回システムにおいて、システム運用者が利用する機能提供を行う箇所である。想定利用者は市職員もしくは委託された事業者となる。

安心・安全情報提供システムが地域住民や関連各所に提供する情報は、当然に行政においても活用が可能と推定される。しかし行政においては一般公開時とは異なり、より詳細な、集約統計となっていない加工前の情報を利用する事も期待されている。さらには情報公開に係る業務自体や、公開情報への住民からの問い合わせ対応など、新たに発生する業務を想定するが、今回システムの導入によって市職員への業務負荷が著しく増加する事は望まれる事ではなく、また熟練度が低い実施者に対しても優しい管理運用機能を提供する必要がある。

今回はすでに当市にて導入済みのグループウェアであるGoogle Appsと連携すること、および新規にクラウドBPM（業務プロセス管理ツール、またはワークフロー）製品の採用による実現が望まれる。

3.4.2 要求機能

以下の機能を満たすこと。

a. 職員の管理操作画面の提供
- 職員が、各情報について公開・非公開の設定を行う画面および処理を提供すること。設定はAPIを通じてオープンデータプラットフォームを操作することとなる。
- 職員が、任意の情報の参照・登録・変更・削除を行う画面および処理を提供すること。
- 職員が、登録されているファイルについて、 全文検索やタグ検索などの検索を行う画面および処理を提供すること。
- 職員が、 情報公開ファイル管理に登録されているファイルについて、 公開開始の期日を指定した公開を行う画面および処理を提供すること。

b. ユーザー管理機能
- 指定ユーザに対して、管理者としての特権を与える機能、特権の内容を制限したり停止を行ったりする機能を提供すること。
- 住民からの報告登録など、職員として対応すべき事象がシステムに生じた場合に、メールもしくは同様のメッセージ機能にて適切な担当者へ通知を行うこと。

c. グループウェア連携機能
- 日付のある情報について、簡便な操作にて当市導入済みのGoogleカレンダーに書き出しを行うこと。

・　あらかじめ用意されたテンプレートによって、検索情報とあわせて文書を生成する機能を提供すること。

d. BPM連携機能

・　地図上に公開表示する情報について、庁内の意思決定者による承認プロセスを挟み込んでの実行ができること。
・　安心・安全情報提供システムが提供する情報状態管理機能と連携して、情報の状態変更が行える機能を提供すること。
・　BPM本来の用途として、一般的なワークフロー、プロセス管理の機能を提供し、今回趣旨の機能とあわせて職員によるシステム利用頻度を高め、業務効率を上げられるようにすること。

3.5　災害情報提供システム

3.5.1 概要

災害情報提供システムとは、災害発生時の職員安否確認や参集可否を収集するほか、市役所に通報される被害情報や、避難所の開設可否に関する情報を登録することで、部署ごとに散在してしまう情報を一元的に管理し、災害対応を迅速に行なうことを支援するものである。また平常時からも備蓄倉庫にある備蓄物資や資材の在庫を管理し、災害時の迅速かつ効率的な物資の配布を支援するものである。

今回システムにおいては、災害情報提供システムは庁内での情報共有および災害対策本部の意思決定に資するシステムとしての役割を担い、市民に対しての公開が有用と考えられる情報については、OGPに情報を提供することで、安心安全情報提供システムでの公開を可能とする。

3.5.2 機能要件

a. データ管理機能

・　組織・ユーザ・施設・倉庫等のマスタデータを作成・更新・削除できること。
・　組織・ユーザ・施設・備蓄品等のデータをCSVファイル等にて一括登録できること。

b.　被害情報等管理機能

・　PC・携帯電話から被災地点の住所や通報内容等の情報、および画像ファイルを登録できること。
・　被害事案ごとの情報を印刷できること。
・　被害情報を検索し、条件にあった事案を一覧表示できること。
・　一覧表示された被害情報をCSVファイルにて出力できること。
・　消防庁4号様式（その2）の様式に合わせて集計し、集計値を編集・保存できること。

c. 施設情報（避難所等）管理機能

・　PC・携帯電話から避難所等の情報（開設情報、ライフライン被災情報、避難者数等）を登録できること。
・　施設情報を検索し、条件にあった事案を一覧表示できること。
・　登録された情報は履歴を保持し、都度、参照できるようにすること。
・　一覧表示された施設情報をCSVファイルにて出力できること。

d. 備蓄情報管理機能

・　倉庫ごとに、備蓄物資の入庫・出庫・移動を管理し、在庫数を自動計算できること。
・　備蓄物品の品目名や単位などを自由に入力できること。

・　入出庫の履歴を保持できること。
・　備蓄物資情報を検索し、条件にあった情報を一覧表示できること。
・　一覧表示された備蓄物資の情報をCSVファイルにて出力できること。

e.　地図情報連携機能
・　被害情報、施設情報、倉庫などを地図上に表示できること。
・　住所フリーワード、駅名、郵便番号などから検索ができること。

f.職員安否・参集情報管理機能
・　職員の携帯電話メールアドレスに対し、一斉に安否確認メールおよび参集指示メールを送信できること。
・　職員はメールを受信後、IDとパスワードの入力なしに報告を行えること。
・　職員は携帯電話から、本人安否や参集可否などの報告を行えること。
・　職員のメールアドレスは画面から閲覧できないよう配慮すること。
・　報告の集計結果をCSVファイルで出力できること。

3.5.3 システム追加要件

以下の保守・運用の追加要件を満たすこと。
・　システムの運用を24時間365日実施できる体制であること。（事前協議により当市担当者が承諾した場合を除く。）
・　システム障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行えること。

4　事業推進体制

4.1 事業推進体制について

武雄市側は以下のような体制で事業推進を実施する予定である。

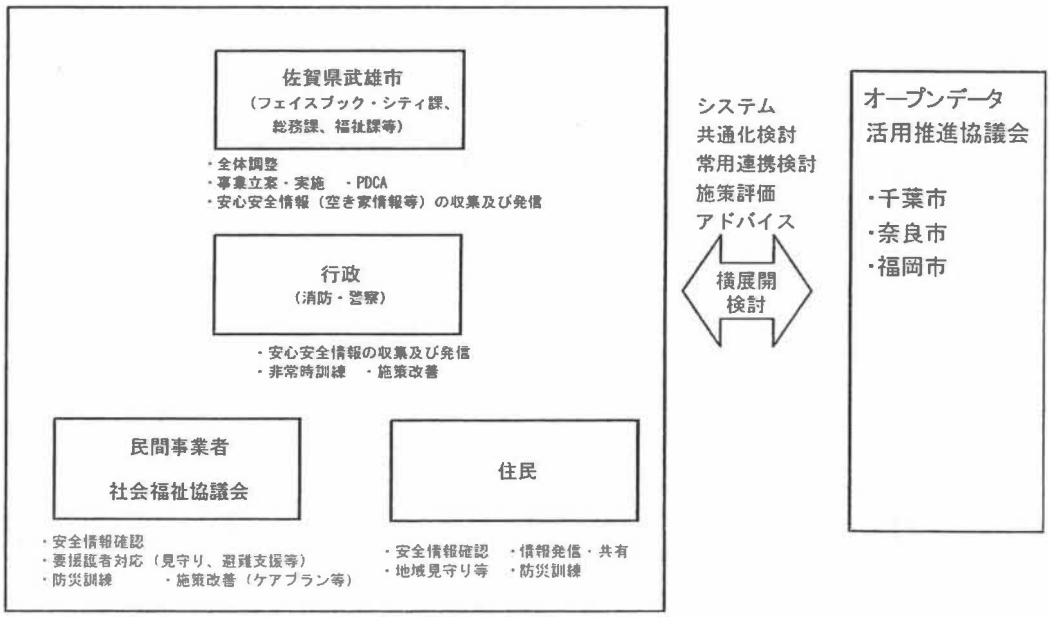

4.2 事業者の体制について

・　プロジェクトチームの編成
　　ー　本システムの構築フェーズの責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能

な者を担当とすること。なお、契約者は速やかに体制図を提出すること。

- 必要な技術者の技術・資格・人数
  - 本システムの実施設計を成功裡に完成させることが可能な能力と人員をチームとして編成すること。
- 当市とのコミュニケーション機能
  - 通常および緊急時において迅速な連絡を可能とすること。
- プロジェクトリーダーおよびメンバーの責任・権限
  - プロジェクトリーダーおよびメンバーの責任・権限を明確にすること。さらに、問題等発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にすること。

4.3 プロジェクト管理について

プロジェクト管理については以下を考慮の上、適切な管理方法を提案・実施すること。

- 進捗報告
  - 最低でも月1回の定例報告会を行い、現在の状況・今後発生しうるリスクを共有できるようにすること。
- レビュー
  - スケジュール上、適切なタイミングでそれぞれに受注者内で適正なレビューを実施すると共に、当市に対してレビュー会を計画・実施すること。

5 請負期間

- 契約締結の日から平成26年3月31日まで

6 受託者に求める要件

受託の前提として、受託者は以下の要件を満たすものとする。

- 当仕様書記載の実施内容を請負期間において遂行可能な体制を組成すること。
- 適切な進捗管理を行うことができる十分な体制を確保すること。
- 佐賀県内に本社を置くこと。または、佐賀県内のIT関連企業と共同企業体を構成すること。
- 情報セキュリティについて、ISO/IEC等国際的な規格群のうち情報セキュリティマネジメントに関する認証を得ていること。尚、プライバシーマークの取得では要件を満たさない。（共同企業体の場合は、構成会社のうち最低一社の認証を必須とし、その会社が情報セキュリティの確保について責任を持って対応できる体制となっていること）
- 個人情報保護に関する相当程度の知見を有すること。
- 地域ポータルサイト及び職員ポータルにおける一定の知見・実績を有すること。（職員ポータルについては所謂社内ポータルの実績でも可とする）
- 同規模程度の国の実証事業の参加実績があること
- 地域ポータルサイトにおける企画、コンテンツ作成、サイト構築までの行程を一貫して実施可能であること。
- 本事業の汎用的展開を実施可能な者であり、当該分野に関して継続した活動実績を有するものであること。

7 成果物

7.1 納入成果物の仕様

本請負業務の実施結果を踏まえた①成果報告書、②情報通信システム設計書、③成果検証

データを電子媒体にて、武雄市役所政策部 秘書広報課に提出すること。

7.2 納入期限

平成26年3月31日

7.3 報告書の様式

- 報告書10部（形式：総務省指定のフォーマットによる）
- 報告書（概要版）（形式：パワーポイント）
- 電子ファイル 1式

8 知的財産権等

8.1 機密保持

本仕様書に基づく作業等において、武雄市が開示した行政上の情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報を第三者に開示する必要がある場合には、当市担当者と事前に協議し承認を得ること。

8.2 著作権

成果物の所有権及び著作権は武雄市と受託者双方に帰属するものとする。ただし、本委託事業実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

9 予算

111,176千円以内（消費税等込み）

10 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、武雄市及び受託者で協議の上、決定する。

［様式第１４号］

武市フ第２４８号
平成２５年３月２８日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官　殿

（受託者）
佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
武雄市長　　樋渡　啓祐　　印

知的財産権確認書

｛名称｝（以下「乙」という。）は、総務省（以下「甲」という。）に対し平成２５年３月２８日付け平成２４年度「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」委託契約について、下記の通り確認しますので、契約書第３０条第１項の規定に基づき届け出ます。

記

1　乙は、地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証に係る成果又はコンテンツを得た場合には、遅滞なく、当該契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本事業の成果等に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の許諾を得ずに当該権利を第三者に実施させることができる。
3　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
4　乙は、上記２に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5　乙は、甲が上記３に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

以上